小松市学校体育施設開放事業　利用の手引き

■ はじめに

学校体育施設開放事業は、青少年のスポーツの場及び地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として、小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の皆様に開放する事業です。

■ 対象

（1）利用できる団体（次の要件を全て満たすこと）

・小松市に在住・在勤・在学する、10 人以上のメンバーによる団体であること。

・メンバーの半数以上が小松市に在住する者であること。

・当該団体には成人の責任者を置くこと。

・小松市に活動の拠点があること。

・スポーツ安全保険等の保険に加入していること。

（2）利用できない団体

・政治的または宗教的な活動を目的とする団体

・学校開放事業の趣旨に反する、営利を目的とする行為があると認められる団体

例：自社の商品・器具を使って健康セミナーを行う民間企業・団体など

■ 開放施設及び開放時間

開放施設	開放時間		
	施設	平日	学校の休業日
小学校：全２２校の屋内外体育施設 （芦城小・苗代小は２か所）	屋内	18 時～21 時	校長が認める時間
	屋外	5 時～7 時 30 分 18 時～21 時	校長が認める時間
中学校：全 10 校の屋内体育施設 ※義務教育学校を含む	屋内	19 時～21 時	校長が認める時間

※中学校の屋外体育施設は開放していません。

■ 利用時間の延長

仕事で集まりが遅くなるなど、やむを得ない事情があるときは、屋内体育施設のみ、22 時まで延長することができます。

■ 部活動の地域移行に伴う優先利用

学校部活動から地域移行した活動で、中学生が在籍する団体の利用申請を優先します。一般団体の利用申請を受け付けた後も、地域移行の利用がある場合は、そちらを優先させていただくことがありますのでご了承ください。

■ 定期利用の制限

市または市立学校、中学生以下の健全育成を目的とした団体以外が利用する場合、同一施設の午後 7 時以降の利用は年間 100 時間までとします。

ただし、100 時間に達した後も他に利用を希望する団体がいない場合は、引き続き利用できます。

■ 屋内体育施設で利用できない種目

ボールを用いる屋外競技（ソフトテニスは除く）、フットサル

体育館内で、ボールを蹴る行為及び壁面に強くボールを当てる行為はしないでください。なお、12～2 月の冬季間に小学 1～3 年生が行うリフティング等についてはボールの使用を認めます。

■ 弁償責任

開放施設、附属設備やその他器具備等を故意または重大な過失により破損・滅失した場合は、利用団体に弁償責任を負っていただきます。このような場合には、利用団体は速やかに学校及び管理指導員へ報告してください。

■ 鍵の管理

鍵の管理は鍵ボックスで行います。利用団体は、責任者が暗証番号を管理し、他団体には絶対に教えないでください。また、団体内で暗証番号を知る人は必要最低限に努めてください。

■ 管理日誌

施設利用後は、管理日誌に利用日時や人数を入力してください。管理日誌の様式は、小松市生涯学習課の学校開放ホームページからダウンロードできます。

学校開放 HP

■ 電気代相当分の負担

屋内体育施設…1 時間当たり 100 円、屋外体育施設…1 時間当たり 150 円

※照明利用時間で算定します。

以下に該当する場合は、電気代相当分の負担を減免できます。

1．市または市立学校が利用するとき

2．指導者以外が主に小中学生の団体で、健全育成を目的に利用するとき

3．65 歳以上のみの団体で、健康増進を目的に利用するとき

4．障がい者スポーツ団体、福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で利用するとき

5．その他、教育委員会が公益上必要と認めたとき

※減免申請がないと、上記に該当する場合でも電気代相当分負担の対象となることがあります。

減免を認められる場合・認められない場合（例）

	認められる場合	認められない場合
1	・中学校が他校で部活動を行う場合 ・市立高校による利用 ・消防団による利用	・県立・私立高校による利用
2	・少年野球、サッカーなど中学生以下のスポーツ活動	・親子で参加する競技、健康増進活動 ・小中学生スポーツ団体の指導者向け講習会
3	・全員が 65 歳以上で体操、球技など運動目的で利用する場合	・1 人でも 64 歳以下の方がいる場合 ・運動目的で利用しない場合
4	・車いすバスケや車いすテニス等、障がい者スポーツの練習 ・福祉団体による、障がい者スポーツの指導者育成などを目的とした講習会	
5	・防災訓練 ・校区の社会体育大会 ・地域交流を主目的とする町内会活動 ・市民体育大会に向けた練習 （出場選手登録から本番までの期間のみ）	・スポーツクラブの練習 ・校区内のリーグ戦

■ 利用手続きの流れ

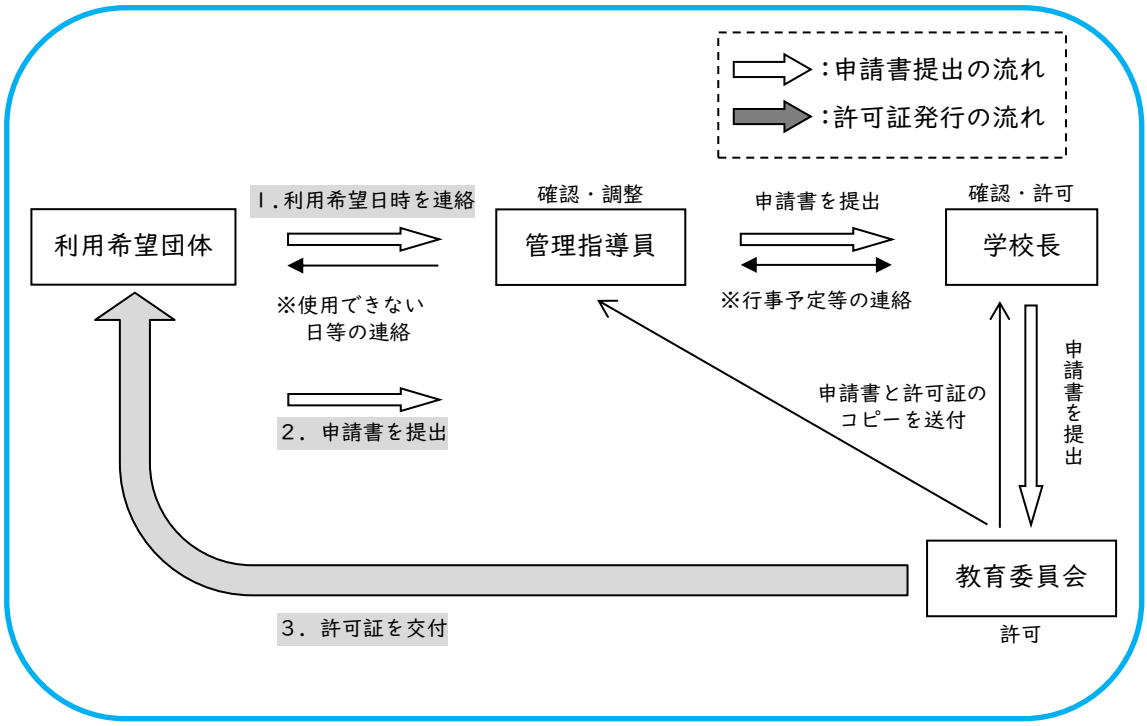

■ 電気代相当分支払いの流れ

電気代相当分は、10月（4～9月利用分）と4月（10～3月利用分）の年2回請求します。

照明の利用時間は必ず入力してください。入力がない場合は、照明利用時間＝利用時間として電気代相当分を算定させていただきます。

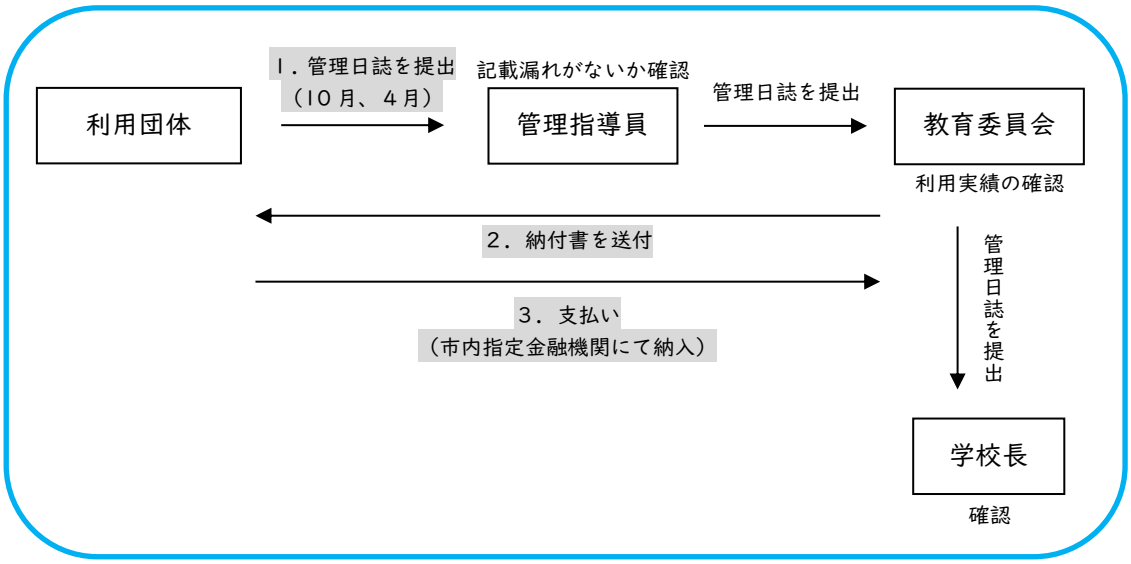

■ 利用上の注意

・利用時間と学校の行事が重なった場合は、学校行事が優先されます。
・学校敷地内での喫煙・飲酒は厳禁です。
・許可を受けた種目・目的以外での利用はしないでください。
・利用時間を守ってください（準備・片付けも利用時間に含む）。
・利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を必ず行ってください。
・ゴミは必ず持ち帰ってください。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、利用団体が責任をもってゴミを持ち帰ってください。
・学校開放は地域住民や学校からご理解とご協力をいただきながら行っている事業です。路上・違法駐車、騒音等で近隣住民や学校の迷惑にならないようにしてください。

適切な施設利用にご協力いただけない場合等は、一時的な利用停止や、団体登録の抹消等の措置を取ります。

■ 問合せ先

小松市生涯学習課　TEL：24-8128　MAIL：seishou@city.komatsu.lg.jp